

# 令和8年度みやぎ情報発信共創プラットフォーム運営業務 企画提案に係る仕様書

## 1 委託業務の名称

令和8年度みやぎ情報発信共創プラットフォーム運営業務

## 2 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 委託業務の目的

県では移住定住促進等を目的に各種媒体を用いた広報を行っているが、一方向型の情報発信にとどまっており、若者や女性に必要な情報が十分に届いていない可能性が高い。また、本県は進学や転勤等で一時的に多くの学生や社会人が集まる特徴があり、宮城に縁がある若者や女性は相当数いるにもかかわらず、県外転出した者が継続的に宮城と関わり続ける“きっかけ”や“仕組み”が乏しく、この関係性が十分に生かせていない状況にある。

本業務では、宮城に縁のある若者や女性が宮城とつながり続ける場となるコミュニティの形成や、情報発信手法を検討・確立することで、宮城のファンを増やし、関係人口の拡大や移住定住の促進を図ることを目的とする。

## 4 委託業務の内容

受注者は、次の業務を実施すること。

### (1) ワークショップの企画・運営

ア 県内及び首都圏在住の学生及び社会人（18歳から39歳まで）を対象として、情報発信の試行、分析・評価、成果発表会を含むワークショップを実施すること。

ワークショップの日程は以下を想定する。

開催形式		内容	例
対面	2泊3日	キックオフ	・事業説明 ・グループ決め
		現地見学	・地元住民、企業との交流を兼ねた情報発信テーマの取材
		ワークショップ①	・現地見学で取材したテーマの情報発信を試行
WEB		分析・評価①	・実証の結果に関し、専門家から評価、助言
対面	1泊2日	ワークショップ② (分析・評価②含む)	・実証の結果を参考に、県の情報発信体制見直しに向けた提案内容を整理
		成果発表会	・県、協力企業等へのプレゼンテーション

イ ワークショップの参加人数は最大50名とする。参加者の内訳は、県内在住の学生及び社会人、首都圏在住の学生及び社会人の4区分とし、それぞれ5人は含むこと。

ウ 現地見学のテーマ及び見学先は提案によるものとする。見学先へは貸切バスを手配し移動すること。参加者全員に保険をかけること。また、事故やけが、体調不良者等を未然に防ぐため、安全面に十分に配慮すること。

エ ワークショップで参加者が試行した情報発信について、広報専門家による分析及び評価を行うこと。広報専門家の分析及び評価を踏まえ、再度、情報発信手法について検討し、2回目の試行を実施すること。広報専門家の選定は提案によるものとする。

オ アからエにより試行した広報手法についてグループごとに取りまとめ、県及び協力企業に対し成果発表会を行うこと。

カ ワークショップの実施に当たっては、各回のテーマや目的を明確に設定するとともに、取組内容を深めるために必要となるデータや資料を提供するなど、効果的・効率的な運営に努めること。

キ ワークショップについての広報、申込受付、参加決定連絡及び参加者との連絡調整を行うこと。

ク 参加者の居住地と会場間の旅費、宿泊費、保険料の支払いを行うこと。別途、必要に応じ発注者が用意する参加インセンティブ等を参加者に与えること。

ケ 現地見学の協力者及び広報専門家への依頼や連絡調整、謝金・旅費等の支払いを行うこと。

コ ワークショップの会場選定は提案によるものとし、会場費及び必要な備品等の支払いを行うこと。

サ その他、本業務の目的達成に有効と思われる取組等は、企画提案の内容により実施する。

## (2) (仮) みやぎファンクラブの運営及び交流機会の創出

ア 官民連携による事業運営を行うため、発注者は、県及び連携企業等を構成員とする推進会議を設置し、運営体制や事業計画等を決定するため、定期的に会議を開催する。また、推進会議とは別に、会員登録状況の共有、交流会の企画及び将来的な運営方針の検討等を行うため、構成員の担当者を対象とした定期ミーティングを月1回程度実施する。受注者は、これらの会議及び定期ミーティングに係る出席調整、議事録作成等の事務を担うこととする。

なお、推進会議は対面により開催し、定期ミーティングは対面、オンライン又はハイブリッドいずれかにより実施するものとし、会場は宮城県行政庁舎内の会議室とする。

イ 宮城に縁のある若者等と継続的につながるコミュニティの形成を目的として、(仮) みやぎファンクラブ(以下「FC」という。)を創設する(令和8年度会員目標:1,000人)。FCの会員募集開始に先立ち、推進会議構成員等の機運醸成とFCの入会促進を図るため、首都圏においてプレキックオフイベントを開催するとともに、FCを広く周知するため、会員募集開始後、首都圏においてキックオフイベントを開催する。

ウ FCに関する広報及び会員募集の受付を行う。募集に当たっては、WEBサイト及び募集フォームを作成する。募集対象は宮城に縁のある者とし、出身は問わない。

なお、募集フォームにおいては、出身地、居住地、年代及び職業を入力必須項目とする。

エ FC活動の活性化及び継続を図るため、会員同士の交流会や、首都圏在住の若者を対象とした複数の県内連携企業との交流会を企画し実施する。令和8年度は首都圏において、主に若者を対象とした交流会を1回以上開催するものとする。

オ プレキックオフイベント、キックオフイベント及び各種交流会のテーマ設定並びに会場選定は提案によるものとし、受注者は会場費及び必要な備品等の支払いを行うものとする。

カ その他、本業務の目的達成に有効と思われる取組については、企画提案の内容に基づき実施するものとする。

### (3) 事務局運営

ア 事務局として、本施策に関する問合せ対応や必要経費の管理及び支払事務などの管理運営業務を行うこと。

イ 戦略的なFC会員獲得に向けた企画立案を行い、発注者と協議の上、実施する。

ウ (1) 及び(2)の両業務において連携を図り、相互の相乗効果を高める企画及び運営を行うこと。

## 5 業務完了報告書

本業務完了後、速やかに実施報告書を作成し、発注者へ提出するとともに、実施内容や事業の成果、経費内訳は4(1)から4(3)のそれぞれごとに取りまとめること。

## 6 成果品

次の成果品について、5の業務完了報告書とあわせて紙媒体1部及び電子媒体で提出すること。

(1) 業務を行った際に作成した資料一式

(2) 業務を行った際に収集した資料一式

## 7 対象経費

(1) 本業務の実施に伴う対象経費は、4の業務を行うために必要な経費とする。ただし、次に該当する経費は認めない。

ア 機械・機器等の備品購入費(10万円以上のもの)

イ 土地・建物を取得するための経費

ウ 施設・設備を設置又は改修するための経費

エ その他本業務との関連が認められないと発注者が判断した経費

(2) 発注者が用意する参加インセンティブの原資及び手数料等は含まないものとする。

## 8 成果の帰属及び秘密保持

(1) 成果の帰属

本業務により得た成果及び成果品の著作権は、発注者に帰属するものとする。

(2) 秘密の保持

受注者は、本業務により知り得た秘密を業務履行中及び業務完了後も業務に関係のない第三者に漏らしてはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失の防止、その他適正な管理のために必要な措置を取ること。また、業務完了後も同様とする。

(3) 個人情報の取扱い

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記1個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。受注者は、対象者の個人情報を関係機関と共有する際は本人から同意を得ておくなど、個人情報の取扱いについて適切な措置を取ること。

## 9 その他

- (1) 本業務は国の地域未来交付金を活用して実施するものであるため、当該交付金の要領等に基づくほか、次の事項を遵守すること。
  - ア 本事業は会計検査の検査対象となることから、受注者は、事業終了後においても、本業務に係る関係書類及び会計帳簿類を5年間保管するものとする。
  - イ 国の地域未来交付金の不採択又は減額交付となったときは、契約手続の中止又は契約金額の減額等を行う場合がある。
- (2) 受注者は、業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。
- (3) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、発注者と協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (4) 受注者は、本業務の実施に当たり、関連法令及び条例等を遵守するものとする。

## 別記 1

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

#### (個人情報管理責任者等)

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、事前に書面により報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

#### (作業場所の特定)

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に発注者に報告しなければならない。

#### (個人情報の持ち出しの禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

#### (保有の制限)

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下法という。）第61条第1項に規定する法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

#### (個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

#### (漏えい、毀損及び滅失の防止等)

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、及び特記事項における業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後使用する必要がなくなった場合は、直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の書面による承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務をさらに委託する場合以降も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、受注者は再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 受注者は、再委託先に対して業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示及び報告等)

第 15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(個人情報に関する取扱要領等の作成)

第 16 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第 17 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従うものとする。

2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。